

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 20) (法人住民税:義、事業税:義)(地方税 26)
		② 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別		【延長】【共管】
4	内容		《現行制度の概要》 出資組合である生活衛生同業組合等が、各事業年度において、一括評価金銭債権にかかる貸倒引当金の繰入限度額の計算について、その限度額を法定繰入率又は貸倒実績率の 10%増しとすることができる。
			《要望の内容》 措置の適用期限を 2 年間延長し、平成 33 年 3 月 31 日までとする。
			《関係条項》 租税特別措置法第 57 条の 9 租税特別措置法施行令第 33 条の 7
5	担当部局		医薬・生活衛生局生活衛生課 社会・援護局地域福祉課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:平成 30 年 8 月 分析対象期間:平成 26 年度～平成 32 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 25 年度 貸倒準備金制度創設 昭和 39 年度 貸倒引当金への変更 昭和 41 年度 中小企業等の特例創設 (割増率 20%) 昭和 55 年度 中小企業等の割増率の縮減 (割増率 20%→16%) 平成 12 年度 公益法人等及び協同組合等を除き、廃止 平成 17 年度 2 年延長 平成 19 年度 2 年延長 平成 21 年度 2 年延長 平成 23 年度 1 年延長 平成 24 年度 3 年延長 貸倒引当金制度の対象の限定 (中小法人等) 組合等の割増率の縮減 (割増率 16%→12%) 平成 27 年度 2 年延長 平成 29 年度 2 年延長 組合等の割増率の縮減 (割増率 12%→10%)
8	適用又は延長期間		2 年間 (平成 31 年度～平成 32 年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (生活衛生同業組合等) 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係事業者の衛生施設の改善向上、経営の健全化等のために共同施設事業、共済事業、福利厚生事業等を行っている。このよ

			うな組合の事業活動を推進するために、特別措置によって財政基盤の充実を図る必要がある。 (消費生活協同組合等) 消費生活協同組合等は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互互助組織である。このため、収益性の低い事業や地域貢献に資する取り組み(過疎地への配達、高齢者の見守り、子育て支援等)も行っている。このような組合の事業活動を推進するために、特別措置によって財政基盤の充実を図る必要がある。
			《政策目的の根拠》 本税制措置は生活衛生関係営業者及び消費生活協同組合等の経営基盤の充実・強化を通じて、組合の健全な発展、経済の持続的成長を図るとともに、当該産業による雇用の増加に資することを目的に創設されたものであり、施策体系のなかで、生活衛生関係営業者等の活性化を図るために重要な手段として位置づけられているもの。
	②	政策体系における政策目的の位置付け	(生活衛生同業組合等) 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること (消費生活協同組合等) 基本目標Ⅷ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること。 施策目標1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること。
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (生活衛生同業組合等) 貸倒が発生した場合の事業運営リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。 (消費生活協同組合等) 貸倒リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (生活衛生同業組合等) 生活衛生同業組合等は、「自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため」に組織されており、共同事業や資金の斡旋に係る事業等を行っている。生活衛生関係営業の業況判断DIは非常に低調(▲13.4＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成30年4-6月期)であり、中小企業者や各種組合を取り巻く状況は依然として厳しいため、共同事業等を行っている当該資金の回収先の組合員は、中小零細な事業者であり、回収リスクが極めて高い。組合事業を利用する中小事業者の事業は、組合事業と密接に関係しているところであり、貸倒引当金の引当が十分に行われていない状況で、貸倒が発生し、これにより、組合事業が停滞した場合、組合員である中小事業者の事業継続に重大な影響を及ぼすことが考えられる。 (消費生活協同組合等) 消費生活協同組合等は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日ではのべ6,636万人の組合員が生協の行う事業を利用している。多くの消費生活協同組合(938組合中608組合)が行う供給利用事業において、事業の性格等から売上金や貸付金が回収不能となることがある。貸倒引当金の引当てが発生し、これにより組合事業が停滞した場合、多くの組合員の生活に多大な影響を及ぼすことが考えられる。 以上のことから、貸倒引当金は、事業年度末現在の売掛金等についてその貸倒見込額を計上するものであるが、消費生活協同組合等は財政基盤が脆弱なため、貸倒引当金に関する租税特別措置法に基づく特例措置を継続することにより、引き続き、財政・経営基盤の強化を図る必要がある。
10	有効性等	① 適用数	(消費生活協同組合等) 平成26年度 509組合 平成27年度 568組合 平成28年度 582組合 平成31年度(見込み) 553組合 ※消費生活協同組合業務室調
		② 適用額	(生活衛生同業組合等) 平成26年度 12%割増繰入限度額 1.1百万円 平成27年度 12%割増繰入限度額 1.8百万円 平成28年度 12%割増繰入限度額 1.0百万円 平成31年度 10%割増繰入限度額(見込み) 1.3百万円 ※(一社)全国生活衛生同業組合中央会への聞き取りを基に算出 (消費生活協同組合等) 平成26年度 12%割増繰入限度額 883.1百万円 平成27年度 12%割増繰入限度額 553.6百万円

		平成 28 年度 12%割増繰入限度額 529.4 百万円 平成 31 年度 10%割増繰入限度額(見込み) 556.0 百万円 ※消費生活協同組合業務室調																		
③	減収額	▲7,300 百万円の内数																		
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (生活衛生同業組合等) 本税制措置を活用した、貸倒の際の事業運営リスクの軽減及び財政基盤の安定強化により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の健全な発展と衛生水準の向上を支援する生活衛生同業組合の事業基盤の安定化が見込まれるため、引き続き、本措置を講じる必要がある。 (消費生活協同組合等) 本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であるため、具体の目標金額等はないが、主に地域で供給事業を行う組合の経常剰余率(経常剰余金/事業高)について当面は2%の水準を維持することが必要であると考えている。 【経常剰余率の推移】 <table><tr><td></td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td></tr><tr><td>主に地域で供給事業を行う組合</td><td>1.1%</td><td>1.3%</td><td>1.7%</td><td>1.9%</td><td>1.8%</td></tr><tr><td>うち事業高 50 億円未満の組合</td><td>0.0%</td><td>0.2%</td><td>0.6%</td><td>0.9%</td><td>0.8%</td></tr></table> 出典「生協の経営統計」 経常剰余率は全体でみると増加傾向にあるといえる。しかしながら、一般的に企業等においては経常利益率10%が標準的な利益水準とされている中、特に非営利で経営規模の小さい生協は依然厳しい状況にあることから、本税制措置による経営基盤の安定・強化は引き続き必要である。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置は、貸倒が発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であり、貸倒引当金は組合の判断で貸倒実績等に基づき引き当てられ、貸倒の発生予測も困難であることから、本税制措置の効果定量的に把握すること、また、当該効果を税減収額等と比較することは困難である。		H24	H25	H26	H27	H28	主に地域で供給事業を行う組合	1.1%	1.3%	1.7%	1.9%	1.8%	うち事業高 50 億円未満の組合	0.0%	0.2%	0.6%	0.9%	0.8%
	H24	H25	H26	H27	H28															
主に地域で供給事業を行う組合	1.1%	1.3%	1.7%	1.9%	1.8%															
うち事業高 50 億円未満の組合	0.0%	0.2%	0.6%	0.9%	0.8%															
⑤	税収減を是認する理由等	国民の日常生活に極めて深い影響のある生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等は、我が国の経済生活の中で一定の規模があり、雇用面でも大きな役割を担っており、貸倒引当金の特例措置の適																		

			用期限の延長がなされなかった場合、経営基盤が不安定になり、地域社会へ与える影響は大きい。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	(生活衛生同業組合等) 国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当な規模を占めており、雇用面でも大きな役割になっている。これらの健全な発展と衛生水準の向上を図るためには、生活衛生同業組合の事業基盤の安定化が必要であり、制度延長が適当であると考えられる。 (消費生活協同組合等) 消費生活協同組合等は、消費者である地域住民と自らが組織する「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的する」非営利の相互扶助組織である。今後ともその社会的な役割を果たし続けるためには、経営基盤の確立が重要である。 また、本政策目的を達成するためには、一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ適正に引当促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当であると考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	－
		③ 地方公共団体が協力する相当性	－
12	有識者の見解		－
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月